

金井小学校  
保護者と教職員の会

# 会 則

2023年11月7日

## 【 総 則 】

### 第1章 名 称

第1条 本会は「金井小学校 保護者と教職員の会」といい、事務所を金井小学校（東京都町田市金井ヶ丘一丁目30番1号）におく。

### 第2章 目的および活動目標

第2条 目的

金井小学校のすべての児童が、家庭・学校・地域において健やかに成長できるよう各学級の保護者会などを基に、教職員と保護者あるいは保護者同士が、互いに理解・協力を進め、より良い環境づくりに努めることを目的とする。

第3条 活動目標

- ・児童の教育活動をより良くしていく活動をする。
- ・会員相互の理解と親睦を深める活動をする。
- ・学校方針を理解し、その目的達成のために協力・援助する。

### 第3章 会 員

第4条 本会の会員となることができる者は、本校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者と本校の教職員とする。

第5条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

### 第4章 会計および会計監査

第6条 会費は、「保護者と教職員の会」役員会が制定する細則をもって定める。

第7条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8条 転入会員の会費は全額徴収とする。

ただし9月以降の転入会員に関しては減額措置としてこれを年会費の半額とする。  
また、転出時には返却しないこととする。

第9条 会計監査は2名とし、前年度の運営役員と会員保護者の会計監査ボランティア（又は教職員）とする。

## 第5章 運営役員

第10条 本会の運営役員は以下の通りとする。

1. 会 長：1名
2. 副会長：2～3名 副校長、保護者上限2名（その年度の募集要項の人数に準ずる）
3. 書 記：2名
4. 会 計：2名
5. 校外委員：若干名（その年度の募集要項の人数に準ずる）
6. 企画委員：若干名（その年度の募集要項の人数に準ずる）

第11条 運営役員の選出決定

1. 運営役員は総会で承認し決定する。任期は1年とし、再任を妨げない。
2. 運営役員の選出方法については細則に定める。

## 第6章 組 織

第12条 本会は目的達成のため、学級保護者会、運営役員会を設ける。

## 第7章 総 会

第13条 定期総会は年度始めに一回開くものとする。

第14条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第15条 総会は、会員の2分の1以上(委任状を含む)の出席をもって成立する。

第16条 総会の議決は出席会員の過半数をもって成立する。

第17条 臨時総会は、運営役員議決を得て、会長が招集する。  
また、会員の5分の1以上の要請があった場合に開催する。

第18条 総会を開催できない場合は、全会員の投票または学級保護者会での  
票の取りまとめで、それに代えることができる。

## 第8章 改 正

第19条 運営役員会議がその内容を会員に通知し、回答した会員の過半数の賛成を必要とする。

## 第9章 個人情報の取り扱い

第20条 この会の活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「保教の会活動における個人情報使用に関する承諾書」に定め適正に運用する。

## 第10章 細則の制定

第21条 この会の運営に関し必要な細則は、総則に反しない限りにおいて運営役員会議の議決を得て決める。

## 【 細 則 】

### I. 学級保護者会

学級保護者会は、基本となる話し合いの場であり、会員はここで相互理解を深め、活動目標に添う活動を目指す。

会員は本会の活動に対して、積極的に発言したり、企画へ参加するなどの協力をする。運営役員会議の提案を討議し、出席者の過半数をもって決定する。

### II. ボランティア活動

活動内容については運営役員会議で決定する。

運営役員以外の保護者は、活動グループ「ボランティア活動」に関して、1家庭1役とは決めず、その都度ボランティアを募集する。

募集の定員人数が集まらず、二次三次募集においても集まらない場合、これまで通り

「お手伝い係アンケート用紙」の活用等にて、活動グループの係決めに戻す事も可能である。

1家庭1役に戻った場合、運営役員経験者は、原則、次年度以降のお手伝いを免除とし、学校主催の講演会への参加を、年1回任意で行う事とする。

(本人が他のお手伝いを希望する場合はその限りではない。)

### III. 運営役員

#### 1. 活動

##### (1) 会長

本会を代表し、会務を総括し、総会・運営役員会を招集する。

##### (2) 副会長

会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をする。

##### (3) 書記

本会の会議を会員に報告すると共に、記録を整理・保管する。

##### (4) 会計

本会の会計事務を担当する。

##### (5) 校外委員

校外における児童の安全を確保するための活動に務める。

町田市青少年健全育成鶴川第一地区委員会の活動に参加し、鶴川地区協議会会議に出席する。

##### (6) 企画委員

学校や地域における活動の保護者ボランティアとの連絡窓口となり、活動のサポートをする。

## 2. 選出方法

- (1) 全ての役職（会長・副会長・書記・会計・校外委員・企画委員）において、立候補を原則とする。  
立候補者がいない場合は、原則、新3・4年生の保護者から互選する。  
但し、互選対象者が少ないと判断する場合、対象学年を広げて選出を行う事ができる。
- (2) 教職員代表として、副校長が副会長の職に就く。
- (3) 運営役員に欠員が生じた場合は、それぞれの役職の選出方法に準じて新たに選出する。ただし、運営役員会が会務に支障がないと判断する場合は欠員のままとする。
- (4) 運営役員の経験者は、再度の運営役員への就任を本人の意思により免除される。
- (5) みどりの教室の保護者は、運営役員を免除とする。（本人が希望する場合はその限りではない）

## IV. 運営役員会

1. 運営役員で構成する。
2. 運営役員会は、会長が招集する。
3. 運営役員会議（臨時運営役員会議も含む）の議案を立案し、審議する。
4. 会員の意見を審議し、会員に提案する。
5. 運営役員会議は、役員の3分の2以上の出席をもって成立する。
6. 議決は、出席運営役員の過半数の賛成をもって成立する。
7. 本会の運営について協議し、連絡・調整を図る。
8. 校長・担当教職員は運営役員会に出席することができる。

## V. 弔慰金

本校の児童と会員の死亡に際し、5,000円とする。

## VI. 会費・印刷機積立金（維持管理費）・PTA団体傷害保険費

会費は、一家庭一会員とし、年額1,200円とする。

会費と別に一家庭一会員、印刷機積立金として年額200円、保険料を徴収する。

ただし、9月以降の転入会員に関しては、印刷機積立金を100円、保険料を徴収する。

この会は、平成5年4月1日より発足し、本会則を施行する。

平成7年4月1日改正

平成8年4月1日改正

平成9年4月1日改正

平成10年5月14日改正

平成11年5月13日改正

平成12年4月1日改正

平成13年5月18日改正

平成15年5月16日改正

平成18年5月19日改正

平成19年5月18日改正

平成20年5月15日改正

平成21年4月27日改正

平成23年5月9日改正

平成25年5月7日改正

平成27年5月8日改正

令和2年9月25日改正 細則Ⅱ-1-(1) ・細則Ⅱ-2-(4)

令和4年4月12日改正 細則Ⅱ-1-(4) ・細則Ⅱ-4 ・細則Ⅳ-2-(1)(2)(3)(4)(5)

令和5年2月28日改正 細則Ⅱ-4 ・細則Ⅲ-1,2 ・細則Ⅳ-1-(5)(6) ・細則Ⅳ-2-(4)

令和5年11月7日改正